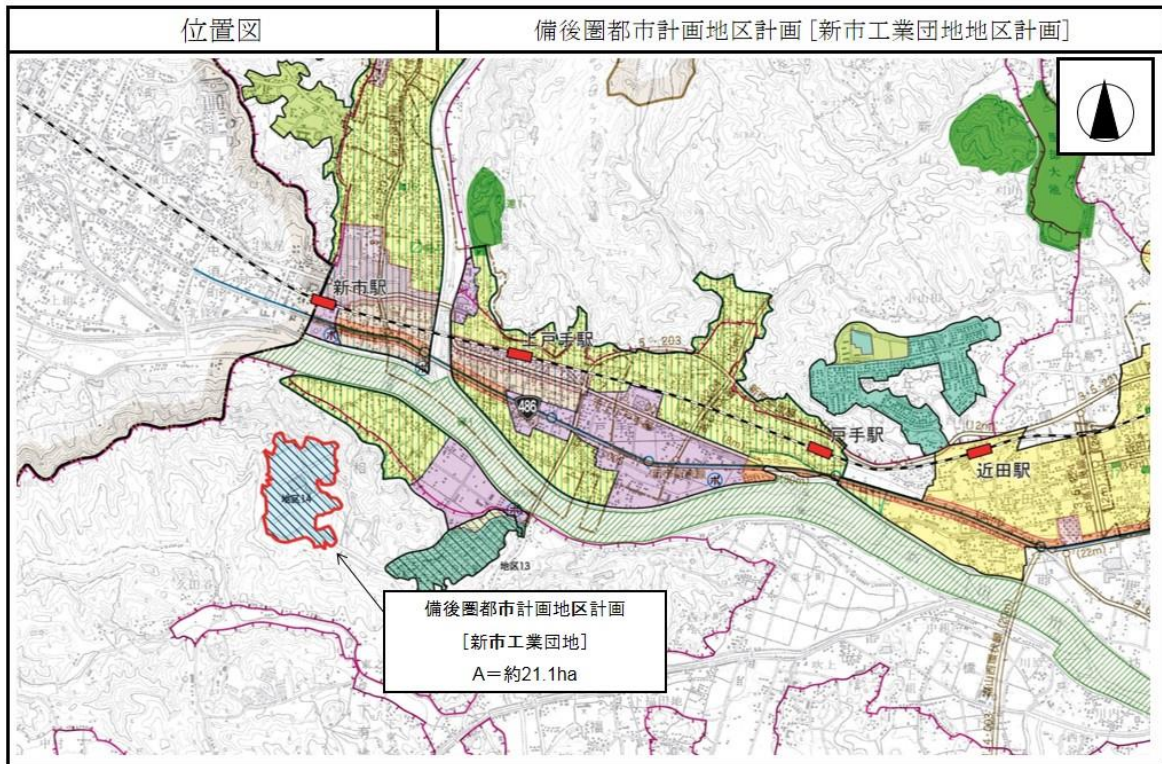


#### 14. 新市工業団地地区計画

名 称		新市工業団地地区計画
位 置		福山市新市町大字相方地内
面 積		約21.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、本市新市町の工業の振興と地域の発展を図るために計画的に開発された区域であり、建築物等の規制及び緑化の推進により、周辺環境と調和した良好な環境の工業地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	周辺の自然環境との調和及び近接する住宅団地の環境の保護に配慮し、緑豊かなうるおいのある工業地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区内には、工業団地造成事業により、道路、公園等が整備されているので、これらの施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な環境の工業地の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置及び垣又はさくの構造の制限を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、当該地区に立地する事業所の従業者のための託児施設、レクリエーション施設、体育施設、保健衛生施設その他これらに類する施設についてはこの限りではない。 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第5号から第7号に掲げる建築物 2 建築基準法別表第2（は）項第4号に掲げる建築物 3 建築基準法別表第2（に）項第5号に掲げる建築物 4 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に掲げる建築物 5 建築基準法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げる建築物 6 建築基準法別表第2（わ）項第2号及び第3号並びに第5号から第8号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は3メートルとする。
	垣又はさくの構造の制限	1 敷地の周囲に設置する垣又はさくの構造は、生垣又は金網その他これらに類する透視可能なものとする。 2 門の高さは、地盤面から2メートル以下とする。
備 考		

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

■位置図



■計画図(地区計画区域及び地区整備計画区域)

